

## 各弁護士近況

### 大川 正二郎

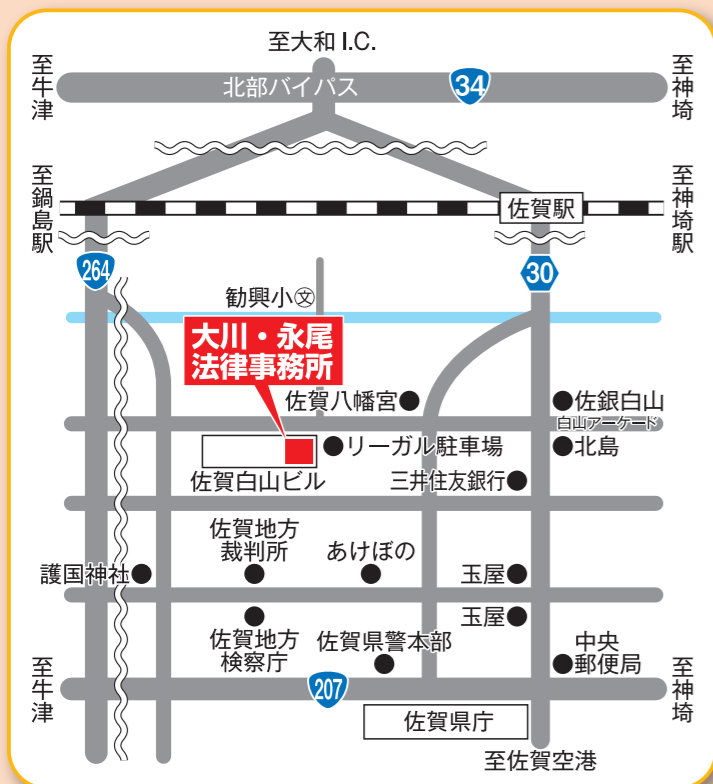
毎年受けている健康診断。その場で結果が分かることのひとつとして、血液のさらさら度があります。これは少しだけ採血した血液を顕微鏡で見るものです。昨年は赤血球が数珠繋がりになっていわゆる「ドロドロ」血液に近いものでしたが、今年は赤血球がくっつかず浮遊したままで、「さらさら」血液でした。検査の方も驚かれ、私くらいの年齢では非常に珍しいのだそうです。思えば、さらさら血液に効果があるという納豆に、ほんの少しだけ酢を垂らしてかき混ぜて食べるようにしたのがよかったのかもしれない。皆さんもお試しあれ。

### 永尾 竹則

皆さんは、どのような音楽を聴かれますか？私は、最近、学生の時によく聞いていたニューミュージックと言われていた曲を聴き直しています。オフコースや山下達郎、松山千春等あの頃の曲をあの当時の自分自身の状況や身の回りで起きていたことが思い出されながら懐かしく時に歌ったりしながら聞いています。他にもあの当時のアーティストの曲を聞いたり、またカラオケでも歌ったりしています。今も現役で新たに曲を発表して活動されていますが、聴くのは学生の頃の曲になってしまうのはどうしてでしょう？30年以上経っているのに全く色あせないですね。

### 鳥飼 亜由美

今年、第一子を出産し、育児生活がスタートしました。生まれて35年、寝坊助で家事も隙あらばサボろうとしていた私が、どんなに寝不足でも赤ちゃんのために夜中も目を覚まし、早起きして毎日掃除・洗濯をし、母乳によい食事を作り、離乳食の野菜を必死で裏ごしする・・・人って変わるのだな（笑）、と実感しています。最近、肩の力が抜けてきて、ちょっぴり手抜き!?も覚えてきましたが、赤ちゃんの誕生は、私の生活にもよい影響を与えています。このまま仕事との両立もうまく頑張っていきたいです。



## 大川・永尾法律事務所

〒840-0826  
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号  
佐賀白山ビル1階  
TEL. 0952-25-5432  
FAX. 0952-25-5535  
URL: <http://okawa-nagao-lawoffice.jp>

業務時間  
月～金 9:00～17:30  
(祝日除く)

所属弁護士  
大川 正二郎  
永尾 竹則  
鳥飼 亜由美



おたより

# ほっと

第 12 号

大川・永尾法律事務所



### 変わらぬ応援をします

昨今AI（人工知能）の発達が目覚ましく、多くの仕事が将来AIにとって代わられるといわれています。弁護士の仕事もまた「絶滅危惧職」ではないとはいえないようです。

もし、法律相談をAIがしたら、どうなるでしょうか。法律や判例に基づいた正確無比な回答が瞬時に出て来るかもしれませんが。これはこれですばらしいことですが、はたして相談者はそれで気持ちが落ち着くでしょうか。

相談者は自分の気持ちを聞いてもらいたいという部分もあります。いくら正確無比な回答であつたとしても、自分の気持ちを聞いてもらえなかった相談者は割り切れないものが残るのではないのでしょうか。同じ結論に至るとしても、相談者の気持ちを聞き、時には共感を示すのは、やはり同じ人間と思います。

私達は、AIにはできない、皆様に寄り添った人間弁護士（法律事務所）として、皆様の応援団であり続けたいと思います。

平成二十九年十月吉日

弁護士 大川 正二郎



弁護士  
**大川 正二郎**

## 消滅時効期間が変わりました

今年、民法の大改正がなされ、その中で従来の債権の消滅時効の期間が変わりましたので、そのことについてお知らせします。なお、実際の施行は3年以内とされており、直ちに新しい民法が適用される訳ではありませんので、ご注意ください。

債権の消滅時効については、従来、「権利を行使することができる時から」10年で消滅するとされていました。しかし、これについては長すぎる等の批判もあり、今回の改正では、①「権利を行使することができる時から」10年とされるだけでなく、②「債権者が権利を行使することができることを知った時から」5年で時効消滅するとされました。

また、これに伴い、従来債権者の職業により消滅時効期間を1～3年とされていた短期消滅時効や商法の5年の短期消滅時効は廃止となります。

通常、貸金でも売買による代金請求でも契約で支払い時期が定まっており、債権者は当然契約の内容を知っていますから、上記の①も②も同じ時期になり、結局支払い時期から5年の消滅時効期間となるでしょう。

しかし、たとえば中古車の購入(売買)契約をし、内金も入れていたところ、販売業者の保管が悪く、その中古車が引渡し前に失火で全焼したり、あるいは盗難に遭ってしまったような場合は、中古車の引渡しができないということで履行不能の債務不履行となります。この場合、通常、契約を解除して購入者は販売業者から内金の返還してもらいます。

ところで、債務不履行による損害賠償請求は履行不能となった時からになるものの、購入した中古車の全焼や盗難がいつあったのか、購入者にはすぐには分かりません。そのため、①の「権利を行使することができる時から」は中古車の全焼や盗難のあった日からということになるでしょうし、②の「債権者が権利を行使することができることを知った時から」は購入者が購入した中古車の全焼や盗難のあったことを知った日からとなり、①と②で時期がずれてきます。細かいことは実際に改正民法が施行されて判例が集積して来るに従い、明らかになっていくものと思います。



弁護士  
**永尾 竹則**

## 売主の担保責任に関する改正点について

この度の民法改正により、売主の担保責任について改正された主な点をお話しします。

売買の目的物が種類、品質又は数量に関して問題があるときに、買主の権利として履行の追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び契約解除権があります。

まず、完全な物の引渡を請求できる追完請求権については、改正前はその物の有する個性に着目した特定物の場合、同種類が多数存在する不特定物と異なり認められませんでした。しかし、改正法で、特定物の場合でも、その目的物が契約の内容に不適合の場合には、追完不能の時を除き、売主に帰責事由がなくても、買主には追完請求権が認められました。

次に、代金減額請求権は、改正前は、売買の目的物の数量不足の場合以外では代金減額請求が認められていませんでしたが、改正法で、目的物の種類、品質又は数量が契約不適合の場合には、売主に帰責事由がなくても代金減額請求権が認められました。

この他、目的物が契約不適合の場合には損害賠償請求権や解除権も認められますが、その要件が改正されました。まず、売主の債務不履行に基づく損害賠償請求権は、売主に帰責事由がない場合は免責されます。つまり、この帰責事由はその過失を意味するのではなく、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由」による場合には、売主は賠償責任を免れます。そして、売主が損害賠償責任を負うときは、転売利益等契約が完全に履行されたならば買主が得たであろう利益を賠償するようになりました。契約解除権は、改正法により売主に帰責事由がないときでも認められるようになりましたが、買主に帰責事由がある場合は解除できません。解除の要件については、債務者の帰責事由が必要だったが、今回の改正により帰責事由が不要となりました。これは、改正前では契約の目的が達成できない時に限られていたのと要件が異なります。

さらに、追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約解除の行使期限は、買主がその不適合を知った時から1年以内の通知義務が課され、通知した場合の権利存続期間は債権に関する消滅時効の一般原則によることとなります。

以上が大まかな改正点になります。



弁護士  
**鳥飼 亜由美**

## 協議を行う旨の合意による時効の完成猶予

紛争が起り、その解決のため相手方と話し合いをしているけれども長引いてしまい、時効(権利が消滅してしまうまでの期限)が迫っている。そんな時、今までは、時効の進行を中断させるために、訴訟などを提起する必要がありました。

相手方との歩み寄りの余地が乏しい場合であればまだしも、話し合いによる解決が見込まれる場合にまで、時効を中断するためだけに訴訟などを提起しなければならないことは、当事者双方にとって、必ずしも有益であるとはいえませんでした。

しかしながら、今回の民法改正によって、裁判を起さずとも、当事者の合意によって、時効の完成を猶予する制度が新設されました。

具体的には、「当事者間で権利に関する協議を行う旨の書面による合意があったとき」には、時効の完成が猶予されることになります。猶予される期間は、①協議の合意があったときから1年を経過したときまで、または②当事者の合意により1年未満の期間を定めた時にはその期間を経過した時まで、または③当事者の一方から協議の続行を拒絶する旨の書面による通知をした時から6か月を経過した時まで、のいずれかになります。

そして、たとえば、1度上記の合意をしたけれどもその期間にも紛争が解決しない場合には、再度、同じ合意を行うことで時効の完成を猶予することができます(ただし、その効力は、本来の時効期間が満了するときから5年度超えることはできません)。

これにより、無用な訴訟等の手段をとることなく、時効完成に追われずに、話し合いによる解決を目指しやすくなりました。

もっとも、このような合意は、後日の紛争を回避するため、口頭ではなく書面によって行う必要があることに注意が必要です。

新たな制度ですので、もしこのような事案に遭遇した方は、書面の作成のしかたなど、一度弁護士にご相談くださいね。